

「将軍ノ代」の枠組み：
『太平記』卷十八の構成と展開

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2021-11-30 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 谷垣, 伊太雄 メールアドレス: 所属:
URL	https://osaka-shoin.repo.nii.ac.jp/records/4633

「將軍ノ代」の枠組み

— 『太平記』卷十八の構成と展開 —

谷 垣 伊 太 雄

一

延元元年（建武三年・一三三六）五月、楠正成の提案に対し、坊門清忠を介して「帝都ヲ捨テ、一年ノ内ニ二度マデ山門へ臨幸^{注1}」する事を「且ハ帝位ヲ軽ズルニ似リ」と却下の姿勢を示した後醍醐天皇であったが、正成の死後に、結局は山門（比叡山）へ移らざるをえなかった。

やがて、足利軍・官軍（新田軍）の、比叡山・京都をめぐる攻防戦が膠着状態となった中で、「龍駕ヲ九重ノ月ニ被レ廻、鳳曆ヲ万歳ノ春ニ被レ複候へ」という足利尊氏の要請を受諾し、後醍醐帝は京都に還幸する。

ただ、後醍醐帝自身は、京都への還幸と平行する形で新田義貞に提示した北国行きが、義貞にとって「却テ朝敵ノ名ヲ得」ることを察知したゆえに、「春宮ニ天子ノ位ヲ譲テ、同北国へ下シ奉ベシ」

という条件を付けたのであった。

ところが、京都に戻った帝は直ちに花山院に幽閉され、本間孫四郎や道場坊助注記祐寛は斬首となり、北国へ向かった新田勢の中にも多数の凍死者が出てしまう。

このような、卷十六・卷十七の状況を踏まえての卷十八は、次のような章段から成る。

- 一、先帝潜幸芳野事
- 二、高野与根来不和事
- 三、瓜生挙旗事
- 四、越前府軍并金崎後攻事
- 五、瓜生判官老母事付程嬰杵臼事
- 六、金崎城落事
- 七、春宮還御事付一宮御息所事
- 八、比叡山開闢事

幽閉されていた後醍醐帝の花山院脱出が描かれるのが第一章である。吉水法印が吉野の衆徒を説得した事により、帝は賀名生から吉野へと赴く。

近辺から軍勢も集まり、方々の寺社の衆徒・神官も協力の姿勢を見せた中で、「根来ノ大衆ハ一人モ吉野へ参」向しなかつたこと、その背景としての、高野山と根来寺との「確執」の歴史的説明が第二章となっている。

第三章から第七章は、再び（巻十七に続いて）北陸地方の官軍の戦況を中心とする叙述となる。第三章では、瓜生判官保の動きが描かれる。「吉野ノ帝ヨリ被レ成タル繪旨」を巨理新左衛門が誓に結びつけて泳いで金崎城に伝えたことにより、瓜生判官は「兄弟二成テコソ、兎モ角モ成メト思返シテ」、宇都宮美濃将監・天野民部大輔を同心者とし、高越後守を欺き、仙山城に帰る。瓜生兄弟達は、新田義治を大将として一月八日に挙兵する。それに対して、高越後守師泰は「能登・加賀・越中三箇国ノ勢六千余騎」を仙山城へ進攻させる。十一月二十三日の夜半、城に近付いた寄手に対し、「兼テ案ノ図ニ敵ヲ谷底へ帯キ入テ、今ハカウ」と判断した瓜生は「野伏三千人ヲ後ノ山ヘアゲ、足輕ノ兵七百余人左右へ差回シテ」迎撃し、師泰勢を敗走させる。

形勢が逆転していくのが第四章。十一月二十八日、足利尾張守高経が三千余騎を率いて越前の国府に戻つたところを、瓜生の三千余騎が二十九日に攻略。

延元二年（一三三七）一月十一日、新田義治は、里見伊賀守を大将とし、五千余騎を金崎城支援軍として派遣。一方、高師泰も「兼テ用意シタル事」として、今河駿河守を大将とする二万余騎で迎撃する。里見勢が敗北する過程で、瓜生保・義鑑房兄弟が討死を決意したのを見て、その弟の源琳・重・照の三人が「共ニ討死セント取テ返シ」たところ、義鑑房は「尻目ニ睨デ」「アラ、カニ」三人を制止し、里見・瓜生保とともに討死してしまふ。

以上の第四章についての解説をなすのが第五章である。仙山城へ引き返した里見軍は、大将の里見伊賀守以下「討死スル者五十三人、蒙レ疵者五百余人」であつたため、「啼哭スル声家々ニ充満」という様相を呈した。ところが「瓜生判官ガ老母ノ尼公」だけは「敢テ悲メル気色モナ」く、大将である新田義治の前に進み出て「判官ガ伯父・甥三人ノ者、里見殿ノ御供申シ、残ノ弟三人ハ、大将ノ御為ニ活残りテ候へバ、歎ノ中ノ悦トコソ覚テ候へ。元来上ノ御為ニ此一大事ヲ思立候ヌル上ハ、百千ノ甥子共ガ被討候共、可レ歎ニテハ候ハズ」と涙ながらに語りつつ酒盃を献じたため、「機ヲ失ヘル軍勢モ、別ヲ歎ク者共モ、愁ヲ忘レテ勇ミヲナ」したのであつた。

老母の健気な態度の前提となっている義鑑房達の討死が「是モ古ヘノ義ヲ守リ人ヲ矩トセシ故也」と記され、程嬰・杵臼の故事（討死する智伯から後事を託された二人の臣は相談をした上で、杵臼は自分の子を智伯の遺児に仕立てて山に隠れ、程嬰は智伯の遺児を我が子として養育しつつ「亡君智伯が孤三歳ニナル此ニアリ。杵臼が養育深く隠匿タル所我具ニシレリ」という情報提供をすることで趙

盾に出仕する。やがて、発見された杵臼は「亡君智伯ノ孤軍命拙シテ謀已ニ顯レヌ」と叫んで、我が子を殺し自らも死ぬ。高官に取り立てられた程嬰は、智伯の子の成長とともに拳兵をして趙盾を滅ぼす。趙王から大祿を与えられようとした時、それを辞退した程嬰は、杵臼の墳墓の前で自害したの引用があり、保・義鑑房兄弟の討死が「古へノ程嬰・杵臼ガ振舞ニモ劣ルベシトモ云ガタシ」と結ばれる。

第六章では、金崎城の陥落が凄惨な形で語られる。奇手を追い払うために杣山城へ移った新田義貞・脇屋義助が出撃できずに二十日以上経過するうちに、金崎城は「馬共ヲモ皆食尽シテ、食事ヲ断ツ事十日許ニ成ニケレバ、軍勢共モ今ハ手足モハタラカズ」という状況になってしまふ。それを察知した「大手・搦手十萬騎」は「三月六日ノ卯刻」に一斉攻撃を開始する。城側は「余リニ疲レテ足モ快ク立ザリケレバ、二ノ木戸ノ脇ニ被_レ射殺_レ伏タル死人ノ股ノ肉ヲ切テ、二十余人ノ兵共一口ヅ、食テ、是ヲ力ニシテ」戦うという限界の状況を示し、最終的には、新田義顯・一宮（尊良親王）に続いて三百人以上が自害を遂げる。

その中で、「元来力人ニ勝テ水練ノ達者」であつた氣比大宮司太郎は、春宮（恒良親王）を乗せた小舟の綱を身体に結びつけ「海上三十余町」を泳いで、春宮を蕪木浦まで送り「怪シゲナル浦人ノ家」に預けた上で、自分は引き返し、先に自害した父の上に「自我首ヲ搔落テ片手ニ提、大膚脱ニ成テ」死ぬ。

第七章では、まず、捕えられた春宮が、足利尾張守から、義貞・

義助の死骸が発見できぬ事について尋問された時、「幼稚ナル御心ニモ」戦況を考えて「手ノ者共ガ役所ノ内ニシテ火葬ニスルトコン云沙汰セシカ」と虚偽の説明をした事が記される。

次に、春宮が「張輿」で京都に送還され「樓ノ御所」に幽閉の身となったこと、新田義顯の首が大路を引き廻しの上、獄門に懸けられたこと、一宮の首が夢窓国師に送られ葬儀が行われたことが短く述べられる。

その後に、「サテモ御匣殿ノ御歎、中々申モ愚也。此御匣殿ノ一宮ニ参リ初給シ古へノ御心尽シ、世ニ類ナキ事トコソ聞ヘシカ」という一文から始まり、一宮（尊良親王）とその御息所との出会い、結婚、その後の一宮の配流による別離、後の再会、そして、一宮の自害から、葬儀の記述へと再び戻り、御息所が一宮の「御中陰ノ日数未_レ終先ニ、無_レ墓成セ給_レケレバ、聞人毎ニ押並テ、類ヒ少ナキ哀サニ、皆袂ヲゾ濡シケル」と締め括られる長文の哀話が入る。

第八章は、金崎城の落城による諸国の官方の衰退の一方で、「天下將軍ノ威ニ随フ事、宛如吹風靡草木」という状況が確認され、「高・上杉ノ人々」が「山門又如何ナル事ヲカシ出サンズラン」と懸念し「山門ヲ三井寺ノ末寺ニヤナス」「一円ニ九院ヲ没倒シ衆徒ヲ追出シテ、其跡ヲ軍勢ニヤ可_レ充行」等と「將軍ノ御前に参ジテ評定シ」ている所へ玄慧（恵）法印がやって来た。高師直が法印について「此人コソ大智広学ノ物知ニテ候ナレバ、加様ノ事共モ存知候ハンズレ。此レニ山門ノ事、委ク尋問候ハヤ」と語り、將軍が

「法印此方へ」と呼び、法印は「四海静謐ノ事」を祝賀した上で「種々ノ物語」を始めた。すると、上杉伊豆守重能が「以前山門両度ノ臨幸ヲ許容申テ將軍ニ敵シ奉ル事無_レ他事。雖然武運合_ニ天命故_ニ、遂_ニ朝敵ヲ一時ニ亡シテ、太平ヲ四海ニ致候キ」とした上で「有_テ無益ノ者ハ山門也。無_テ可_レ能山法師也。但山門無_テハ叶マジキ故候哉覽」と、皮肉を込めた口調で発言した。法印は「言語道断ノ事ナリ。閉_レ口去塞_レ耳帰_ラバヤ」と思ったものの「翻_レ邪帰_レ正事モヤアランズラン」と考え、山門（比叡山延暦寺）の由来を語る。そして、長い話の終わりに、「朝廷ニ有_レ事日ハ祈_レ之除_レ災致_レ福。

山門有_レ訴時ハ傷_レ之_レ以_レ非被_レ理。爰ニ兩度ノ臨幸ヲ山門ニ許容申タリシハ、一往衆徒ノ僻事ニ似_テ候へ共、窮鳥人_レ懐時ハ狩人モ哀_レ之_レ不_レ殺事ニテ候。況乎十善ノ君ノ御恃アランニ誰カ可_レ不_ニ与_申。譬バ其時ノ久執ノ輩、少々相残_テ野心ヲ挿_ミ候共、武將忘_ニ其恨_、厚恩被_レ行_レ徳候者、敵ノ運ヲ祈ランスル勤ハ却_テ一家ノ祈トナリ、朝敵ヲ最厭セン心変ジテ、御方ノ御タメニ無_レ忒者ト成_リ候ベシ」と「内外ノ理致明カニ、尽_レ言」して語つたため、將軍足利尊氏・直義、高・上杉以下の武將達も「サテハ山門ナクテ、天下ヲ治ル事有_マジカリケリト信仰シ」て、「旧領安堵ノ外ニ、武家増々寄進ノ地」を付け加えたのであった。

一一

後醍醐天皇は、京都から吉野へ脱出することによって、隠岐配流

の時と同様に、再び「先帝」となる。この脱出劇は、「武家ノ許ヲ得_テ只一人伺候シ」ていた刑部大輔景繁が、北陸を含む官軍の状況を踏まえ「天下ノ反覆遠カラジト、謳歌説満_レ耳ニ候。急ギ近日ノ間ニ、夜ニ紛_レテ大和ノ方へ臨幸成候テ、吉野・十津川ノ辺ニ皇居ヲ被_レ定_、諸国へ諭旨ヲ被_レ成_下、義貞ガ忠心ヲモ助ラレ、皇統ノ聖化ヲ被_レ耀候ヘカシ」と、勾当内侍を介して奏聞したところ、帝は「サテハ天下ノ武士猶帝徳ヲ慕_フ者多カリケリ。是天照太神ノ、景繁ガ心ニ入替セ給_テ、被_レ示者也」と考え、実行を決意したものであった。

後醍醐帝は、元弘元年（一二三二）にも、京都を脱出し奈良を経て笠置に移つたことがあつた（巻二）。しかし、その時は、大塔宮（護良親王）の提案に対し、帝は「只、アキレサセ玉ヘル計ニテ、何ノ御沙汰ニモ及玉ハズ」という反応であり、万里小路藤房の「兎角ノ御思案ニ及候ハ、夜モ深候ナシ。早御忍候へ」との勧めによって「女房車ノ体ニ見セ」ての脱出であつた。それに対し、隠岐島からの脱出も体験している帝は、今回は自らが「明夜必寮ノ御馬ヲ用意シテ、東ノ小門ノ辺ニ相待ベシ」と指示した上で、「童部ノ踏開タル築地ノ崩ヨリ、女房ノ姿ニテ」の意志的脱出であつた。

その過程では「俄ニ春日山ノ上ヨリ金峯山ノ嶺マデ、光物飛渡ル勢ヒニ見ヘテ、松明ノ如クナル光終夜ヲ耀シ地ヲ照シ」たため、「行路分明ニ見ヘテ程ナク」賀名生に到着できたという奇瑞も語られる。^(注2)これは、元弘三年（一二三三）の隠岐脱出場面において「怪ゲナル男」が「主トヲ軽タト負進セ」て港まで送り「君御一統ノ御

時二、尤忠賞有ベシト國中ヲ被_レ尋ケルニ、我コソ其ニテ候ヘト申者遂ニ無リケリ」という挿話(巻七)に重なるものでもある。

後醍醐帝が、吉水法印宗信の協力を得て、賀名生から「吉野へ臨幸」した事については、「若大衆三百余人」のほか「楠常刀正行・和田次郎・真木定観・三輪ノ西阿」や紀伊国の「恩地・牲河・貴志・湯浅」らが「五百騎・三百騎、引モ切ラズ面々馳參」った結果、「雲霞ノ勢」に囲まれての臨幸であり、「聖運忽ニ開ケテ、功臣既ニ頭レヌト、人皆歡喜ノ思ヲナス」と記される。

ところが、『梅松論』を見ると、「密ニ花山院殿ヲ出御、洛中ノ騷動申計ナシ。此上ハ京中ヨリ御敵出来ヌトテ、急東寺警固ヲツカハサル、程ノ事也シ間、諸人甲ノ緒ヲシメケルクラヒニテ、將軍ノ御所ニ馳參」ったところ、將軍は「少モ御動ノ氣ナクシテ、宗ノ人々ニ対面アリテ被仰テ云、此間君花山院ニ御座ノ故ニ、警固申ス事、其期ナキニヨテ以ノ外武家ノ煩也。先代ノ沙汰ノ如ク遠國ニ遷シ奉バ、御恐有ベキ間、迷惑ノ処ニ、今ノ出御ハ大儀ノ中ノ吉事也。密事ニテ定畿内ノ山中ニ御座有ベキ歟。御進退ヲ叡慮ニ任テ自然ト落居ハ可然事也。運ハ天ノ定ル処也。浅智ノ強弱ニヨルベカラザル者カナトテ、押靜テ御座有シ御氣色」であったと記し、「誠ノ天下ノ將軍、武家ノ棟梁ニテ渡セ給ベキ御果報ナレバ、今更申モヲロカ也。大敵ノ君ヲニガシ奉テ驚タル御氣色見エサセ給ハザリシゾ不思議ノ事ト申セシ」と書かれている。

山門から京都への遷幸を、新田義貞は勿論「傍ノ元老・智臣」にも相談せず、直ちに決めた後醍醐帝について、「サテハ叡慮不_レ淺

ト中セ共、欺クニ安カリケリ(巻十七)」と喜んだ尊氏にしてみれば、十一月二日に後醍醐帝から北朝の光明帝に神器が渡され、十一月七日に『建武式目』の答申を受けた後は、かつて後醍醐帝に対し「全く君ニ向ヒ奉テ反逆ヲ企テシニ候ハズ、只義貞ガ一類ヲ亡シテ向後ノ讒臣ヲコラサント存ズル計也(巻十七)」と主張してきたことと合わせて、さしあたっては、吉野の後醍醐帝と北陸の新田義貞とを分断した上で、新田攻撃に集中できる態勢を後醍醐帝から提供された形になったわけでもあり、帝の吉野への脱出が「吉事」として受け止められたことになる。

第二章で、根来寺が後醍醐帝に協力的姿勢を見せなかったことについては、覚鑿と高野衆徒との対立にまで時間を遡及させて語られる。覚鑿が「天狗共」のために「造作魔ノ心」を付けられ、鳥羽法皇の保護を受け堂舎・僧坊を造ったとする一方で、禪定に籠った覚鑿上人を「高野ノ衆徒等」が襲撃した時には、不動明王の姿をした上人が「其身磐石ノ如クニシテ、那羅延ガ力ニテモ動シ難ク、金剛ノ杵モ碎難」く見えたとし、「悪僧等」が投げつけた飛礫は「其身ニ不_レ中、アラケテ微塵ニ碎去」ったとも描かれる。最後は「去バコソ汝等ガ打処ノ飛礫、全ク我身ニ中ル事不_レ可有」という「少シ橋慢ノ心」を起した上人の額に飛礫が当たり、高野山の衆徒達は「サレバコソ」と「ドット笑ヒ」引き上げる。しかし、その事を「心憂事ニ思」った「覚鑿上人ノ門徒五百坊」が「伝法院ノ御廟ヲ根来ヘ移シテ、真言秘密ノ道場ヲ建立」し、「其時ノ宿意」が、高野・根来の両寺の「確執ノ心」に結びついている——と語られる。

つまり、覺鑊上人を完璧な存在としては描かぬものの、全面的に否定するわけでもない。そのため、後醍醐帝に非協力の姿勢を見せた根来寺についても、「必シモ武家ヲ鼻眞シテ、公家ヲ背申ニハ非ズ」と説明され、高野山と根来寺との宗派的対立の方に視点が移動している。その結果、第一章の「聖運忽ニ開ケテ」という記述は、新田一族の堀口貞満が後醍醐帝に投げかけた「朝敵勢盛ニシテ官軍類ニ利ヲ失候事、全戦ノ咎ニ非ズ、只帝徳ノ缺ル処ニ候歟」(卷十七)という批判の言葉の重さを超越しうるものとなり得たとも考えられない。

一方、北陸の官軍は、瓜生兄弟達の活躍により、足利軍を悩ませたものの、生存者は、捕えられた恒良親王(春宮)を含め、新田義貞・脇屋義助ら僅かとなり、第六章に描かれた人肉食の現実が、官軍の極限状況を如実に語っていることになる。その中で、第七章において、むしろ唐突に挿入されている「一宮御息所事」は、一七一行に及ぶ長大なものである。因みに、巻四の巻末に載せられている「吳越軍事」は二三九行あるが、これは児島高德が桜樹に書き付けた「天莫_レ空_三勾_二踐_一。時非_レ無_レ范_三蠡_二」の「解説」を兼ねて引用されたものであり、大枠を『史記』に拠っている。^(注7)

一方、「一宮御息所事」については、後藤丹治氏^(注8)は「この話も太平記の作者の頭脳から案出された文學的、小説的な産物であつて、その俑を作ったものは實に平家物語であると思ふ」と述べておられ、「源氏物語」「玉鬘」の再現がありはしまいか」との指摘もしておられる。

ただ、御息所の現実の死は、元弘二年(一一三三)の一宮(尊良親王)の土佐配流以前の事であり、「一宮御息所事」そのものが虚構として挿入されたものである。しかし、この段階で、『太平記』作者が虚構を以てしても語ろうとしたものが何であったのかを考える時、卷十七第十四章「金崎船遊事^傳白魚入_レ船事」に短く記された新田軍の優雅な王朝の時間を拡大しつつ、その対極としての卷十八第六章における新田勢最前線の凄惨な極限状況を払拭し、後醍醐帝の吉野への脱出によって、足利軍との力関係が明確に一つの傾向を見せ始めた官軍(南朝)を哀惜している、と見ることもできよう。

第八章は、卷十六で楠正成が正行に予告した「將軍ノ代」についての現実的な枠組みを暗示するものとなっている。

將軍(足利尊氏)達が居並び、「高・上杉ノ人々」が「山門ヲ三井寺ノ末寺ニヤナス、又若干ノ所領ヲ塞ゲタルモ無益ナレバ、只一円ニ九院ヲ没倒シ衆徒ヲ追出シテ、其跡ヲ軍勢ニヤ可_レ充行」と「評定」している場に、「北小路ノ玄慧法印出来レリ」(以下「玄恵」と記す)という突然の登場によって始まるが、高師直が「此人コソ大智玄ノ物知ニテ候」と紹介し、尊氏が「法印此方へ」と招くことによつて、玄恵はこの場面の主役となっていく。

玄恵が「席ニ直テ四海静謐ノ事共」を祝賀し、「種々ノ物語」に及んだ時、上杉伊豆守重能は玄恵に向かつて、後醍醐帝の二度の山門臨幸を叡山延暦寺が許容したことを否定的に指摘した上で、「武運合_二天命_一ニ故ニ、遂ニ朝敵ヲ一時ニ亡シテ、太平ヲ四海ニ致候

キ」と將軍側の正当性を強調し、「有テ無益ノ者ハ山門也。無テ可レ能山法師也。但山門無テハ叶マジキ故候哉覽」と、批判的な言葉を投げかけた。

それに対し、玄恵は一旦は「言語道断ノ事也。閉レ口去、塞レ耳帰ラバヤ」と考えたものの、「若一言ノ下ニ、翻レ邪帰レ正事モヤアランズラン」と思い直して、「旨ニ逆ヒ儀ヲ犯ス言バヲ留メテ」語り始める。

それは、仏教の日本への伝来を語りつつ、比叡山延暦寺に収斂してゆく壮大な「長物語」であった。その中には、葉師如来が「機縁時至テ仏法東流セバ、釈尊ハ教ヲ伝ル大師ト成テ、此山ヲ開闢シ給ヘ。我ハ此山ノ王ト成テ久ク後五百歳ノ仏法ヲ可レ護」と釈尊に誓約して、二仏が東西に去つてから「千八百年ヲ経テ後、釈尊ハ伝教大師ト成セ給フ」と言うような語りも含む説話的解説が続き、最終的には、上杉重能が批判した後醍醐帝の「兩度ノ臨幸」を「窮鳥入レ懷時ハ狩人モ哀レ之不レ殺」と釈明し、「況乎十善ノ君ノ御恃アランニ誰力可レ不レ与申」。譬バ其時ノ久執ノ輩、少々相残テ野心ヲ挿ミ候共、武將志^レ其恨、厚恩被^レ行^レ徳候者、敵ノ運ヲ祈ランズル勤ハ却テ一家ノ祈トナリ、朝敵ヲ最^レ屢セン心變ジテ、御方ノ御タメニ無^レ武者ト成リ候ベシ」と、結論を將軍側に傾ける形で、「内外ノ理致明カニ、尽^レ言」して語られた。

その結果、「將軍・左兵衛督ヲ奉^レ始、高・上杉・頭人・評定衆ニ至ル迄」の人々も、「サテハ山門ナクテ、天下ヲ治ル事有マジカリケリ」と感服し、將軍側からは「旧領安堵」をしただけでなく、

「奇進ノ地」を増加させた——との記述によって、第八章が締め括られるとともに巻十八も終わる。

山門を批判した「高・上杉ノ人々」の「評定」及び上杉重能の辛辣な発言を受けた玄恵の「長物語」は、上杉重能を沈黙させただけでなく、足利尊氏以下の武士達に「山門ナクテ、天下ヲ治ル事有マジカリケリト信仰」させる、まさに全面的否定を大きく全面的肯定へと逆転させる構造を担ったものとなっている。

一見、唐突に見えた玄恵の登場であったが、「建武三年十一月七日」の日付を持つ『建武式目』の立案者八名の中に「玄恵法印」が含まれている事と重ねて考えた時、異なる意味が浮上してくる。

玄恵について、和島芳男氏は「玄恵が延暦寺の処分に關する意見を求められたのは、この問題について公平な立場にあると信頼されたからであるが（中略）一応比叡山に關係を持ちながら、しかも延暦寺の住僧ではなかつた玄恵は、こういう信頼にふさわしい地位にあつたわけである」と述べておられ、村山修一氏は「後醍醐天皇の侍従を勤めたとの説もあるが、やはり持明院統との關係が深く、武家方に重んぜられた漢学僧であることは疑いない。そうした立場にありながら山門存続を主張したのは良識ある文化人であつたことを示し、これに服した尊氏・師直等がまんざら武備一辺倒の野人でもなかつたことを思わせる」と説いておられる。

このような玄恵法印の「長物語」は、「將軍ノ代」の体制が固められていく比較的早い段階において、將軍（尊氏）をはじめとする武士達が、山門（比叡山延暦寺）をいかに認識し位置づけていくべ

きか、ということについての説得力を持った「答申」であった。つまり、『太平記』作者は、卷十八の、この場面で、「將軍ノ代」の「かくあるべき枠組み」の一面を提示していると言えよう。

注

(1) 引用は、慶長八年古活字本を底本とする日本古典文学大系本による。ただし、引用に際しては他本も含め、振仮名は省き、新字体に改めた。

(2) この脱出は、「八月二十八日ノ夜」(西源院本・天正本等の諸本とも)と本文には記されているが、山門から京都への遷幸を「十月十日」(卷十七)としている事とも齟齬する。

『神明鏡』(統群書類従)も「八月廿八日」とするが、『神皇正統記』(日本古典文学大系)が「同十二月ニシノビテ都ヲ出マシクテ、河内国ニ正成トイヒシガ一族等ヲメシグシテ芳野ニイラセ給ヌ」とし、『皇年代略記』(群書類従)が「十二月廿一日癸又密出御花山院遷御吉野金峰山」とする様に、十二月二十一日が正しい。

(3) 『京大本 松梅論』(京都大学国文学会)による。

(4) 『皇年代略記』の「後醍醐院」の項に「十一月二日被奉太上天皇尊号」今日被奉御號於新帝上御門殿とあり、「光明院」の項に「十一月二日賢所劍璽渡御」自花山院被渡東行宮とある。

(5) 『梅松論』は「此城兵根断絶以後、馬ヲ害シテ食セシメ、廿日余堪忍シケル。凶徒等乍生鬼類ノ身トナリケルガ不便ニゾ

覺シ」と記す。

(6) (注1)のテキストに拠る。卷四も同じ。

(7) 増田欣氏の「『太平記』の比較文学的研究」(角川書店)第一章第三節に詳細な分析がある。

(8) 『太平記の研究』(河出書房)前篇第三章。

(9) (注1)のテキストが補注で「太平記の記事は史実ではない」と記すのをはじめ、新潮日本古典集成・新編日本古典文学全集にも同趣旨の指摘が見られる。この挿話については、筆者も「尊良親王配流譚をめぐって」(『王朝』第九冊。の中に「太平記の説話文学的研究」(和泉書院)に所収)において考察を加えたことがある。なお、村上學氏は「二宮御息所事」・「新曲」・「中書王物語」(『國語と國文學』第五十七卷第五号)において、中世小説等を広く検証し、「太平記」「二宮御息所事」は、いわば当時流行のプロットを主要素材として構成されたように見える」と述べておられる。

(10) 小木曾千代子氏の「玄恵法印の人的環境小考」(長谷川端氏編『太平記とその周辺』(新典社)所収)に指摘があるが、「師守記」(史料纂集)第三・康永四年(一三四五)六月二十四日の条に「今日雷落北小路玄恵法印邊」(以下省略)の記事がある。

(11) 「人衆」としての八名のうち「玄恵法印」以外の七名は、「前民部卿」(日野藤範)・「是円」・「真恵」(是円の弟)・「太宰少貳」・「明石民部大夫」(行連)・「太田七

郎左衛門尉」・「布施彦三郎入道」(道乗)。「建武式目」

(日本思想大系『中世政治社会思想・上』岩波書店) 参照。

(12)

『中世の儒学』(吉川弘文館)。この著書に収められた「玄惠法印」の章には、示唆に富む指摘が多く含まれており、

「玄惠は確かに天台宗出身の詩僧であり文人であった。しかし玄惠が宋学に達し、その首唱者であったという確証は一つもない」として、「元弘・建武以来のいわゆる皇家中興の運動が、玄惠の首唱する宋学的理念で導かれたとする従来の通説のいわれなきこと」を説かれる一文には、傾聴させられる。

(13)

『比叡山史 闘いと祈りの聖域』(東京美術)。

